

4. 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（介護予防含む）

【介護報酬改定の概要】

○ 基本単位の見直し

夜間における夜勤の義務付けに伴う基本単位の見直し（現行の夜勤ケア加算の廃止）

要介護1	796 単位	➡	要支援2	831 単位/日
要介護2	812 単位		要介護1	831 単位/日
要介護3	828 単位		要介護2	848 単位/日
要介護4	844 単位		要介護3	865 単位/日
要介護5	861 単位		要介護4	882 単位/日
			要介護5	900 単位/日

○ 医療連携体制加算の創設

グループホームの職員として又は訪問看護ステーション等との契約により看護師を1名以上確保し24時間連絡可能な体制としているとともに、入居者が重度化し看取りの必要が生じた場合等における対応の指針を定めて、入居の際に入居者又は家族等への説明・同意を行っているなど、健康管理・医療連携体制を強化している場合の加算を導入。

医療連携体制加算（新規） ➡ 39 単位/日

○ 短期利用共同生活介護費の創設（ショートステイ利用）

一定の要件を満たしている事業所において、1つの共同生活住居（ユニット）につき定員の枠内で1名を限度として、あらかじめ30日以内の期間を定めてサービス提供を行った場合の短期利用共同生活介護費の導入。

短期利用共同生活 介護費（新規）	➡	要支援2	861 単位/日
		要介護1	861 単位/日
		要介護2	878 単位/日
		要介護3	895 単位/日
		要介護4	912 単位/日
		要介護5	930 単位/日